

若桜町営バス小人通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若桜町営バス小人通学定期券購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、若桜町補助金等交付規則（昭和54年若桜町規則第257号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、若桜町営バスの利用料金改定によって改定前より小人の通学定期券購入金額が増加したバス利用者を支援することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、小人の通学定期券を購入した者とする。

(補助対象区間)

第4条 本補助金の対象区間は、若桜町営バスの利用料金改定によって改定前より小人の通学定期券購入金額が増加した区間とする。

(補助金の交付)

第5条 町長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、小人の通学定期券購入金額から料金改定前の小人の通学定期券購入金額を差し引いた額（別表）とする。

3 本補助金の補助対象となる定期券は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間のものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を申請しようとする者は、若桜町営バス小人通学定期券購入補助金交付申請書（様式第1号）に購入した定期券の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 本補助金は、補助対象者及び補助対象者と同一世帯の者が申請することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があったとき、その内容を審査し、適正であると認めるときは、若桜町営バス小人通学定期券購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に交付申請を受けた日から20日以内に通知を行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助対象者が補助金の支払を請求するときは、若桜町営バス小人通学定期券購入補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

3 本補助金は、補助対象者及び補助対象者と同一世帯の者が請求することができる。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係） 申請額早見表

（単位：円）

日数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
30	1,350	1,390	1,440	1,480	1,530	1,570	1,620	1,660	1,710	1,750
40	1,800	1,840	1,890	1,930	1,980	2,020	2,070	2,110	2,160	2,200
50	2,250	2,290	2,340	2,380	2,430	2,470	2,520	2,560	2,610	2,650
60	2,700	2,740	2,790	2,830	2,880	2,920	2,970	3,010	3,060	3,100
70	3,150	3,190	3,240	3,280	3,330	3,370	3,420	3,460	3,510	3,550
80	3,600	3,640	3,690	3,730	3,780	3,820	3,870	3,910	3,960	4,000
90	3,840	3,890	3,930	3,980	4,010	4,060	4,100	4,150	4,180	4,230
100	4,270	4,320	4,360	4,400	4,440	4,490	4,530	4,570	4,610	4,660
110	4,700	4,750	4,780	4,830	4,870	4,920	4,950	5,000	5,040	5,090

年 月 日

若桜町長 様

(住 所)

(申請者名)

印

若桜町営バス小人通学定期券購入補助金交付申請書

若桜町営バス小人通学定期券購入補助金の交付を受けたいので、若桜町補助金等交付規則（昭和54年若桜町規則第257号）第5条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 定期券利用者

利用者の 住所・氏名・年齢	住所	
	氏名	
	年齢	歳
定期券利用期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
		計 日
申請額	定期券購入額 - 料金改定前の定期券購入額 = 申請額（別表）	
		円

3 添付書類

購入した定期券の写し

4 注意事項

申請者は補助対象者または補助対象者と同一世帯の者としてください。

様式第2号（第7条関係）

若桜町 発第 号
年 月 日

（申請者名）

若桜町長

若桜町営バス小人通学定期券購入補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった若桜町営バス小人通学定期券購入補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

年 月 日

若桜町長 様

(住 所)

(申請者名)

印

若桜町営バス小人通学定期券購入補助金請求書

年 月 日付若桜町 発第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金について、次のとおり請求します。

なお、支払いについては、下記の口座へ振込みしてください。

記

1 請求額 金 円
(ただし 年 月 日～ 年 月 日分として)

振込先金融機関	銀行・農協 金庫・()	本店・支店・出張所 本所・支所
預金種別		
口座番号		
カタカナ 口座名義		
添付書類	交付決定通知書の写し	

2 注意事項

補助金の振込先は補助対象者または補助対象者と同一世帯の者の口座としてください。